

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	国際交流共催事業補助金
補助事業等の目標	市民レベルでの海外の姉妹都市との交流及び国際理解を深めるため、諏訪国際交流協会が主催する各種イベント開催を支援する。
補助事業等の対象者	諏訪国際交流協会（特定団体への補助）
補助対象経費	国際交流及び国際理解を市民に広げるための友好親善事業 事業費 60 千円以上の事業を対象とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	1 事業につき事業費の 1/3 以内、補助限度額 33 千円 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	「トークの日」では外国人講師による講演会等を実施、「クリスマス交流会」では市内在住外国人を招き市民との交流を図る中で、小規模ではあるが、着実に国際交流の活動が継続されている。
補助事業等の開始時期	平成 5 年（事業は昭和 63 年から実施）
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 今後事業内容、事務局のあり方等協会と方向性を協議する中で検討
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表。 補助事業者自身による事業実施時等の補助事業である旨の公表。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 総務部 総務課 庶務法規係

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）